

# 業務委託契約書（案）

1 委託業務 各農業委員会等利用システム入力業務

2 履行期間 自・令和 年 月 日

至・令和3年3月31日

3 契約金額 \_\_\_\_\_円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）

※ただし、消費税及び地方消費税の額については支払日時点の税率とする。

4 契約保証金 浦添市契約規則第6条による。

1. 上記業務委託について、委託者 浦添市長 松本 哲治 と受託者\_\_\_\_\_とは、以下の条項によって委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

住所 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

氏名 浦添市長 松本 哲治 印

受託者

住所

名称 \_\_\_\_\_ 印

(総則)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、各農業委員会等利用システム入力業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）をもって、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者（以下「甲」という。）と乙が協議して定める。

(業務工程表)

第2条 乙は、契約締結の日から7日以内に仕様書等に基づき、業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務工程表を受理したときは直ちにこれを審査し、不相当と認めたときはその理由を明示し、期日を指定して再提出を求め、相当と認めたときは承認を与えなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(成果品の自由使用权)

第4条 甲は、この契約の成果品を自由に使用又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の制限)

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは乙に対し、委託業務の処理状況について調査又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合は委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書

面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたとき甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、履行期限までに委託業務を完了できないことが明らかになったときは、甲に対し速やかにその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第9条 この契約の成果品の引渡し前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 委託業務の処理について、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。

ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

(履行遅滞の場合における遅延賠償金)

第11条 乙の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるとき甲は、乙から遅延賠償金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金は、契約金額につき、履行期限の翌日から履行を終えた日までの延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書及び仕様書に定める書類一式を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書に定める書類一式を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり成果品について補正を命じられたとき乙は、速やかに当該補

正を行い、甲に補正完了の届及び仕様書に定める書類等一式を提出して再検査を受けなければならない。

4 前項の場合において、甲が補正を命じた日の翌日から補正完了の日までの期間について乙は、遅延賠償金を支払わなければならない。この場合における遅延賠償金の額については、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

5 検査の結果、合格のときは、成果品の引渡しがあったものとする。

(委託料の支払い)

第 13 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを書面にて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書を受領した場合、その支払請求書が適法なものであるときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく解約を申し出たとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により、期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な事由なく委託業務に着手しないとき。

(4) 第 2 条、第 3 条又は第 5 条の規定に違反したとき。

(5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人等に不正な行為があったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、前条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたとき甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託業務の履行に当たり、別紙「浦添市個人情報の取扱いについて」の各条項を厳守しなければならない。

(遅延金等)

第 17 条 乙が、この契約に基づく遅延賠償金等を甲の指定した期間内に支払わないとき甲は、当該金額につき、延長日数に応じ、第 11 条第 2 項の規定を準用した利息を付した額を遅延金として徴収する。

(契約外の事項又は契約についての疑義)

第 18 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関する疑義については、甲乙協議し、甲の指示に従うものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 この契約に関し、紛争が生じ訴えを提起する場合の裁判所は、浦添市を管轄する地方裁判所とする。

別紙

## 浦添市個人情報の取扱いについて

各農業委員会等利用システム入力業務委託契約に伴い、下記の取扱い条項を厳守し履行するものとする。

なお、この条文において「甲」を浦添市長 松本 哲治、「乙」を\_\_\_\_\_とする。

(個人情報の取扱い)

第1条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第2条 乙は、この契約による業務に関し、知り得た個人情報を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止等)

第3条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から貸与された個人情報（以下「貸与された個人情報」という。）を、本契約の目的の範囲を超えて利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(無断持ち出しの制限)

第4条 乙は、貸与された個人情報を乙の事務所内で使用するものとし、甲の承諾なしに持ち出ししてはならない。

(複写、複製の制限)

第5条 乙は、貸与された個人情報を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(提供資料等の破棄)

第6条 乙は、貸与された個人情報に関わる一切の資料等を委託業務完了後、速やかに破棄し、甲に報告しなければならない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、貸与された個人情報を、毀損又は滅失することのないよう、当該個人情報の安全な

管理に努めなければならない。

(事故報告義務)

第8条 乙は、貸与された個人情報の内容が漏えい、毀損、滅失した場合、又はその他個人情報の保護に関し事故があった場合は、甲に速やかに報告し、甲の指示に従わなければならない。

## 各農業委員会等利用システム入力業務委託仕様書（案）

### 1. 目的

本業務委託は、農地情報公開システムの LGWAN アクセス領域における各農業委員会等利用システムを利用した農地基本台帳の整備及び農業委員会の法定業務等の効率化を図ることを目的とする。

### 2. 業務内容

本業務における作業項目及び作業数量は、以下のとおりとする。

(1) 浦添市内の土地登記簿が農地（田、畑）における下記の情報をシステムに入力する。

台帳管理 ・ ・ ・ ・ 約 10,000 筆

- ・所在地 {市町村名、大字、小字、地番（本番、枝番、孫番、曾孫番、玄孫番)}
- ・登記簿地目
- ・登記簿面積
- ・現況地目
- ・農振法区分
- ・都計法区分
- ・区画整理区分
- ・所有者氏名
- ・所有者住所
- ・共有者氏名
- ・共有者住所
- ・持分

(2) 台帳管理情報と地図管理情報のデータを紐づけする。

地図管理 ・ ・ ・ ・ 約 10,000 筆

- ・地番図の作成

### 3. 成果品の帰属

本業務における成果品については、すべて浦添市に帰属するものとする。

#### 4. 貸与する物品及び資料

浦添市は、本業務に必要と認められる以下の物品及び資料を受託者に貸与するものとする。受託者は、責任をもってこれを保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損のないようその取り扱いには充分注意するものとする。

- (1) 台帳管理情報（データファイル） . . . . . 1式
- (2) 地番図（データファイル） . . . . . 1式
- (3) その他必要とする資料 . . . . . 1式

#### 5. 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納期 . . . . 令和3年3月31日
- (2) 納入場所 . . 浦添市産業振興課

#### 6. 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項及び実施成果の一切を他に提供したり利用してはならない。

#### 7. 着手届等の提出

受託者は、業務着手に伴い、着手届、業務工程表、主任技術者届け並びに関係書類を提出し、業務期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

#### 8. 契約不適合責任等

受託者は、本業務完了後といえども成果品に誤りが発見された場合は、浦添市の指示に従い速やかに訂正、補足等を受託者の負担において行わなければならない。

#### 9. 書類の手続

本業務遂行のために必要となる関係公署への諸手続きは、受託者が代行するものとする。

#### 10. その他協議事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上、必要事項を決定するものとする。